障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十三条中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十三条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　菅　義偉

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文　目次

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則	附　則
（支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例） 第十二条　法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。	（支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例） 第十二条　法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和三年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。
（指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例） 第十三条　指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。 ２　育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～三　（略）	（指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例） 第十三条　指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、令和三年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。 ２　育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、令和三年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～三　（略）
（指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置） 第十三条の二　平成十八年十月一日から令和六年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者（二十歳未満の者を除く。）の指定療養介護医療等に係る	（指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置） 第十三条の二　平成十八年十月一日から令和三年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者（二十歳未満の者を除く。）の指定療養介護医療等に係る

負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。	負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。